

◎新潟県告示第12号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

令和7年1月10日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	辞退 年月日
倉部 聡	脳神経外科	三之町病院	三条市本町5－ 2－30	R6.11.1
中山 貴士	整形外科	三之町病院	三条市本町5－ 2－30	R6.11.1
山本 仁	整形外科	三之町病院	三条市本町5－ 2－30	R6.11.1
山本 賢	内科・放射線科	三之町病院	三条市本町5－ 2－30	R6.11.1
真保 俊	外科・内科	真保医院	上越市柿崎区柿 崎1695－1	R6.11.15